

## 意向調査の実施等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学学長選考等に関する規程(以下「選考規程」という。)第9条第3項の規定により、意向調査の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (意向調査の方法)

第2条 意向調査の実施に際して、その期間、内容及び形式については、学長選考会議(以下「選考会議」という。)が定めるものとする。

- 2 選考会議が意向調査の記載内容が読み取れない等不備があると認める場合は、その記載を無効とすることができる。
- 3 選考会議は、記名の記載内容について、必要に応じて記載者に面談等を行うことができる。
- 4 その他意向調査の方法について必要な事項は、選考会議が定める。

### (公開講演会の開催)

第3条 選考会議は、公開講演会の場を設けたときは、速やかに、その期日、場所等を学内に公示する。

- 2 選考会議は、学長候補者から提出された所信表明を学内に公示し、周知を図るものとする。
- 3 選考会議の委員は、公開講演会において質問をすることができる。
- 4 その他公開講演会の開催について必要な事項は、選考会議が定める。

### (情報の取扱)

第4条 選考会議の委員は、意向調査の過程で知り得た情報を漏らしてはならない。

### (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、意向調査の実施等に関し必要な事項は、選考会議が定める。

### 附 則

この規程は、平成19年10月31日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。